

## 東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例の一部 を改正する条例

東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例（平成 1 7 年東近江市条例第 1  
6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「第 1 3 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「、湖東広域衛生管理組合」を削る。

第 3 2 条第 1 項中「合併前の八日市市、永源寺町及び五個荘町の区域における」を  
削る。

第 3 5 条第 1 項第 4 号中「第 3 6 条」を「次条」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

湖東広域衛生管理組合における本市の一般廃棄物の処理がなくなることに伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。